



発信：弁護士法人
シティサンライズ法律事務所
弁護士 浦田 益之
弁護士 和田 恵
弁護士 磯谷 太一
Tel 058-265-1708
✉ info@urata-law.com

同性婚へのアプローチ

1. 「同性婚」については、2015（H28）年6月26日、アメリカ連邦最高裁判所が、婚姻の権利は、憲法の保障する個人の自由に含まれ、同性婚は異性間の結婚と同じ本質を有しているので、これを排除するのは憲法の平等保護の規定にも反しており、同性婚を排除する州法を排除する州法は違憲無効であるとの判断を示した。

婚姻の定義や規制については、各州の権限とされてきたので、同性婚を認める州とこれを禁止するところがあった。

アメリカ合衆国憲法第14修正（1858年成立）の第一節には、

いかなる州も法の適正な手続によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならず、かた、管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならないと規定している。

それにしても、アメリカ司法が国論を二分していた同性婚を認めたとあって、少なからず驚かされた。

2. さて、日本でも、同性婚訴訟に対しては、地裁の判断が分かれ、高裁はすべて憲法違反としたので、あとは最高裁の統一判断が待たれる状況になっている。

日弁連では、2025（R7）年1月15日、以下の会長声明を発表している。

同性の当事者による婚姻が法令上認められていないことの憲法適合性が争点とされた訴訟において、東京高等裁判所は、2024年10月30日、「自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」と認め、この法的利益は、男女間と同様に同性間においても十分に尊重されるべきであるとした。そして、現行法が同性婚を認めていないことは、そのような重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いをするものであって、憲法14条1項及び24条2項に違反するとした。

福岡高等裁判所は、同年12月13日、婚姻は人にとって重要かつ根源的な営みであり、憲法13条は幸福追求権として「婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利」を認めてい

るとし、この権利は個人の人格的生存に欠かすことのできない権利であって、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利であるとした。そして、このような権利は、男女・同性のカップルのいずれもが等しく有しており、現行法が同性婚を認めていないことは、「同性の者を伴侶として選択する者の幸福追求権」に対する侵害であり、憲法13条に違反するとした。また、同性婚を認めていない現行法は、法の下での平等を定める憲法14条1項に違反するとした上で、「同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法14条1項違反の状態は解消されるものではない」と指摘した。さらに、現行法は、婚姻に関する法律が個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法24条2項にも違反するとした。

同性の当事者による婚姻が法令上認められていないことに関しては、既に複数の判決で違憲判断がなされているところであるが、前記の東京高等裁判所及び福岡高等裁判所の判決は、同性の当事者に配偶者としての法的身分関係の形成や法的な婚姻制度の利用を認めることを立法機関に求めたものとして評価できる。とりわけ福岡高等裁判所判決が、婚姻について法制度による保護を受ける権利が憲法13条の幸福追求権として保障され、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利であると明確に認めた点は画期的であり、また、同性の当事者を異性の場合と同じ法的な婚姻制度の対象とすべきことを憲法が求めていることを明示した点は高く評価できる。

当連合会は、2019年7月18日付け「同性の当事者による婚姻に関する意見書」を公表して以来、同性婚の法制化を繰り返し求めてきたところであるが、現行の婚姻制度が憲法に違反すると明確に指摘した前記の東京高等裁判所及び福岡高等裁判所の判決を受けて、改めて、国に対し、同性の当事者による婚姻を速やかに法制化することを求める。

日本弁護士連合会
会長 淵上 玲子

3. 憲法24条1項は、

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない

と定めており、従来から、両性とは男性と女性を指すと解釈されてきた。

そこには、いわゆる「両性の壁」が立ちはだかつており、これをどうクリアするか、あるいはクリアは禁止されているのかが争われてきた。

このため、婚姻のみを扱った第24条は、法の平等を謳った一般法たる第14条に対する特別法の意味しかないとか、同性婚も第24条にいう婚姻に含まれるとかの議論も出ている。

4. 憲法が施行されて78年が経つが、その間における社会の情勢や価値感の変化を捉えて、条文の拡張解釈が行われた例もある。

一票の格差訴訟や非嫡出子の法定相続分訴訟にそれが見られる。

集団的自衛権行使を巡る国会論議もこれに似た側面がある。

確かに、憲法制定当時は、同性婚を何かと厄介者扱いにしていた。

今は、LGBTQ問題についての理解が進み、2023（R5）年2月現在、同性婚を認める国や地域は36もの多きに達した。

同性婚が認められないと、法的利益のみならず、社会的利益も享受できないが、本質的な問題

としては、個人としての尊厳が損なわれている点が挙げられる。

もう一つは、司法の役割について、裁判官は国民から民主的な手続を経て選ばれている訳でないことから、よく使われる手法であるが、最高裁は、統治的要素を持つ事項について、違憲状態にあると宣言し、その決着は国会に委ねるとする選択肢を持っている。

だが、そのことによって、積極的司法か消極的司法かの評価がついて回ることになる。

法文の解釈について

1. 類推解釈

或る法文が特定の事柄について直接規定していない場合でも、法律の目的や趣旨に照らして、同様の事柄を規制する法文に類似するとして、これを適用する解釈のこと。

(例)

使用済みの収入印紙も、窃盗罪の財物に当たる。

→本罪にいう財物は、必ずしも経済的交換価値を有するものに限らず、財産権の目的となるものであれば足りる。

但し、刑事事件には、罪刑法定主義（犯罪を処罰する法律が存在しない限りその行為は処罰できない）があり、類推解釈は原則禁止されている。

2. 拡張解釈

拡張解釈は、法文の文言の意味を、一般的に解釈される範囲よりも広く解釈する。

類推解釈は、法文の規定が全く存在しない場合に類似の規定を適用するが、拡張解釈はすでにある法文の意味を広く解釈するのでそこに両者の違いがある。

これに対して、縮小解釈は、逆に、日常一般の意味以上に縮小して狭く解釈する。

(例)

「車の通行禁止」とある場合は、通常は自動車の通行が禁止されていると受け取るが、自転車やオートバイを含むと解釈するケースがある。

3. 反対解釈

法文に明記されていない事項について、明記されている事項の反対の結論を導き出す解釈のこと。

(例)

- ・相続分を超える相続権は登記などの対抗要件を備えないと、第三者に対抗できない旨定められていると（民法899条の2）、法定相続分に満たない相続権は対抗要件を必要としない。

4. このほかにも、勿論解釈や目的論的解釈などある。

法の解釈は、法律本来の意味を明らかにして、その適用範囲を画する機能を持つ。

法の空白を埋める役割も果たしている。

5. 刑事訴訟法198条1項をめぐる解釈論争

憲法38条1項は

何人も自己に不利益な供述を強要されない
と定め、「黙秘権」を保障している。

他方、上記刑法には、

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪を捜査するについて必要があるときは、
被疑者に出頭を求め、これを取り調べるができる

但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、
何時でも退去することができる

とあって、このアンダーライン部分についての解釈が争われている。

検察側は、反対解釈をして、逮捕・勾留されている被疑者は、取調べの受忍義務があり、出頭は拒めないし、取調室から退去することもできないと主張し、最高裁も、これに応える形で、直ちに意に反する供述を拒む自由を奪うことにはならないとしている。

これによって、黙秘権を行使して出頭を拒否する被疑者を、実力を行使して、取調室まで連行したりしている。

これに対して、弁護側からは、

- ・黙秘権は使える武器として憲法で保障されているのに、連れ出しはこれを侵すことになる
- ・逮捕は逃亡や証拠隠滅を防ぐためのものであり、取調べをするためとはどこにも書かれていない

と反論が出ており、一部には連れ出し行為を黙秘権を行使する被疑者連行の違憲性を問う訴えが起きている。

反対解釈そのものが間違っているという訳だ。

それでは、海外の事情はどうなっているのか。

①アメリカには、1966（S41）年のミランダ判決によって、被疑者が黙秘権を行使したら取調べを中止するルールが確立されている（これに反して得た供述調書が公判で否定されると証拠にできない）ので、無理をしてまで取り調べたりはしない。

②韓国の場合、尹錫悦前大統領は逮捕されたが、取調べを拒んだ。

元大統領文在寅は、取調べに応じずにいたが、逮捕はされることもなかった。

それでも、両名は起訴となったが、日本ではこんな訳にはいかない。

韓国には弁護人が取調べに同席できる制度もある。

日本は、まず被疑者の身柄を人質に取って離さず、自白を得ることを捜査の基本にしてきた。それが、嘘の自白を引き出ししたりして、多くの冤罪を生んだ。

次回案内

岐阜放送「ぎふちゃん」

浦田益之の言われてみれば… 6月25日（毎月第4水曜日午後4時5分から）